

■ 生化学的検査(Ⅱ)[内分泌学的検査]包括 ■

患者から1回に採取した血液を用いて区分D008の12から51までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目以上5項目以下	410点
ロ	6項目又は7項目	623点
ハ	8項目以上	900点